

拡大型指名競争入札の公表

平成 29 年 8 月 16 日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 北海道支社
帯広管理事務所長 中村 克彦

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

| | |
|-----------|--|
| 1-1 工事の名称 | 道東自動車道 クテクンナイ地区のり面対策工事 |
| 1-2 工事場所 | 自) 北海道勇払郡占冠村字クテクンナイ原野 至) 北海道勇払郡占冠村字クテクンナイ原野 |
| 1-3 工事種別 | 土木補修工事 |
| 1-4 工事概要 | 本工事はクテクンナイ地区におけるグラウンドアンカー施工済のり面について、追加でグラウンドアンカー工を施工するのり面対策工事である。 ・グラウンドアンカー工 約 120 本 |
| 1-5 工期 | 契約保証取得の日の翌日から 390 日間 |

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

| | |
|----------------|---|
| 2-1 指名競争入札実施理由 | 本工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 6 条第 2 項-②-ア) に該当するため、拡大型指名競争とする。 |
| 2-2 指名通知の日 | 平成 29 年 8 月 16 日 |
| 2-3 指名基準 | (1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 17 年度細則第 16 号）」第 6 条の規定に該当しない者であること。 (2) 指名通知の日において、工事種別「土木補修工事」にかかる東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という）の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」を有していること。 (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO 東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けていること。 (4) 指名通知の日において、NEXCO 東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領」に基づき、「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと。 ※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。 (5) 平成 14 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。 同種工事：下記を必要とする。 a) のり面工事におけるグラウンドアンカー工（グラウンドアンカー工）を |

| | |
|--|--|
| | <p>施工した工事</p> <p>b) 道路において、交通規制（車線減少規制又は片側交互通行規制）を実施した工事</p> <p>なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。</p> <p>当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。</p> <p>ただし、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。</p> <p>また、非指名者において記載した工事が、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。</p> <p>イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外の高速道路会社、国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p> <p>(6) 次に示す本工事に係る設計業務等の請負人でないこと。</p> <p>[設計業務等の請負人]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全点検業務等の実施に関する年度協定（平成29年度） （請負人：㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道） <p>(7) 次に示す監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の請負人として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に次に示す施工（調査等）管理業務の請負人でないこと。</p> <p>[施工（調査等）管理業務の請負人]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全点検業務等の実施に関する年度協定（平成29年度） 土木施工管理業務 （請負人：㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道） <p>(8) 平成27・28年度に完成したNEXCO 東日本における当該工種の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。</p> <p>(9) 指名通知の日において、北海道内に本店、支店又は営業所等の本工事を施工するために必要な機関を有していること。</p> |
|--|--|

3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項

| | |
|------------------------|---|
| <p>3-1 非指名者の競争参加資格</p> | <p>非指名者のうち次の①又は②のいずれか及び③に該当する者は本競争入札に参加することができる。</p> <p>①NEXCO 東日本の「平成29・30年度工事競争参加資格」の有資格者のうち指名基準の(1)から(3)及び(5)～(8)を満たす者</p> <p>②NEXCO 東日本の「平成29・30年度工事競争参加資格」の無資格者のうち指名基準の(1), (3)及び(5)～(8)を満たす者</p> <p>③審査基準日（「3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項」中「3-4 競争参加に必要な手続」(1)に示す競争参加資格確認申請書の提出期</p> |
|------------------------|---|

| | |
|----------------|---|
| | <p>限日をいう。以下同じ) から落札者決定の日までの期間 (期首及び期末の日を含む) において、NEXCO 東日本から「地域 1 (北海道支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。</p> |
| 3-2 競争参加に必要な条件 | <p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。 競争参加資格確認結果通知予定：平成 29 年 9 月 22 日 (金)</p> <p>(2) 開札時において、工事種別「土木補修工事」にかかる NEXCO 東日本の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」を有していること。</p> |
| 3-3 契約図書の交付方法等 | <p>交付期間：平成 29 年 8 月 16 日 (水) から平成 29 年 9 月 13 日 (水) まで</p> <p>交付方法：標準契約書案【土木工事契約書】、入札者に対する指示書【郵送入札】 《工事 (土木・施設) 共通》、共通仕様書 (特記仕様書に記載の共通仕様書を使用すること)、金抜設計書、特記仕様書及び設計図等は、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。</p> <p>(標準契約書案、入札者に対する指示書及び共通仕様書) ⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</p> <p>(拡大型指名競争入札の公表 (本書)、金抜設計書、特記仕様書及び設計図等) ⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p> |
| 3-4 競争参加に必要な手続 | <p>(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出《記 3-1①, ②の者ともに必要》</p> <p>作成方法：交付する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり</p> <p>提出期限：平成 29 年 9 月 13 日 (水) 午後 4 時 00 分</p> <p>提出場所：本工事の「契約担当部署」 NEXCO 東日本北海道支社帯広管理事務所総務 (住所) 〒080-0341 北海道河東郡音更町字音更西 2 線 7-3 (TEL) 0155-42-8151</p> <p>提出方法：書留郵便又は信書便 (提出期限までに必着)</p> <p>提出書類：競争参加資格確認申請書 (様式 1) 施工実績 (様式 2) 各 正 1 部、副 1 部</p> <p>(2) NEXCO 東日本の「平成 29・30 年度工事競争参加資格」審査申請書の作成及び提出 <u>《【要注意】記 3-1②の者のみ必要》</u></p> <p>作成方法：NEXCO 東日本ホームページ『平成 29・30 年度競争参加資格審査のご案内【工事】』参照 ⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/</p> <p>提出期限：下記の提出場所に確認すること。</p> <p>提出場所：NEXCO 東日本本社経理財務部調達企画課 (住所) 〒100-8979 東京都千代田区霞が関三丁目 3 番 2 号 新霞が関ビルディング 17 階 (電話番号) 03-3506-0214</p> <p>提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送 (書留郵便) でのみ受付 (提出期限までに必着) [宛名面に「緊急認定」と記載すること。]</p> |

4. 競争参加資格に関する事項

| | |
|---|---|
| <p>4-1 設計業務等の請負人等との資本又は人事面の関係</p> | <p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す本工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者ではないこと。</p> <p>①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>② 設計業務等の請負人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全点検業務等の実施に関する年度協定（平成29年度） （請負人：㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道） |
| <p>4-2 施工（調査等）管理業務の請負人等との資本又は人事面の関係</p> | <p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと又は現に下記②に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p>ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>② 施工（調査等）管理業務の請負人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全点検業務等の実施に関する年度協定（平成29年度）土木施工管理業務 （請負人：㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道） |
| <p>4-3 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係</p> | <p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>1. 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| | <p>1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ）の関係にある場合</p> <p>2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>2. 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ）の一方が、再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。</p> <p>1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）を現に兼ねている場合</p> <p>3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>【役員】の定義</p> <p>①株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）</p> <p>②持株会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう）の業務を執行する社員</p> <p>③組合の理事</p> <p>④①から③に準ずる者</p> <p>【管財人】の定義</p> <p>民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>3. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p> |
| 4-4 競争参加資格に関する留意事項 | <p>本工事の受注者、本工事の下請負人又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工（調査等）管理業務」の入札に参加又は当該「施工（調査等）管理業務」を請負うことはできない。</p> <p>なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>①当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p>②業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> |

5. 入札・開札に関する事項

| | |
|-------------|---|
| 5-1 入札・開札執行 | <p>(1) 入札書の提出</p> <p>提出期限：平成29年10月2日（月）午後4時00分</p> <p>提出場所：記3-4(1)記載の「契約担当部署」</p> |
|-------------|---|

提出方法：書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）

なお、提出後はいかなる理由があろうとも差替え、変更又は取下げには一切応じないため、提出の際には不足・不備・不整合等ないよう十分確認の上、提出すること。

書類の作成：入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

①入札書：入札者に対する指示書[12]を参照のこと。

②単価表（書面及びCD-R）：入札者に対する指示書[13]を参照の上、様式については金抜設計書に基づき作成のこと（表紙は様式3のとおり）。

③総合評定値通知書（経審）の写し：入札者に対する指示書[14]を参照のこと。

(2) 開札

開札日時：平成29年10月3日（火）午前10時00分

開札場所：NEXCO 東日本 北海道支社 帯広管理事務所 入札室

(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて

開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合には、再度入札は辞退したものとみなす。

(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。

(5) 落札者の決定方法

自動落札方式

(6) 単価表の提出及び確認

当初の入札に際し、当初の入札書に記載の入札金額に対応する単価表の提出を求める。なお、入札時に単価表の提出のない者がした入札は無効とする。単価表は、NEXCO東日本が交付した金抜設計書を基に、単価及び金額を記載した上で、書面及び電子記録媒体（CD-R）に保存したものを提出すること。

(7) 低入札価格調査

本競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、上記の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

低入札価格調査については、入札者に対する指示書 [25] を参照すること。

6. その他の事項

| | | | | | |
|------------------|--|----------|-----|----------|-----|
| <p>6-1 質問の受付</p> | <p>(1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。</p> <p>①受付期間：指名通知の日から平成 29 年 9 月 22 日（金）午後 4 時 00 分まで</p> <p>②受付場所：記 3-4(1) 記載の「契約担当部署」</p> <p>③受付方法：質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（受付期間内必着）</p> <p>(2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。</p> <p>①回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から 5 日以内（休日を除く）</p> <p>②回答方法：NEXCO 東日本ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本公告名」の「備考」）に掲載する。</p> <p>⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p> <p>(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本ホームページを参照すること。⇒ http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/</p> | | | | |
| <p>6-2 その他</p> | <p>(1) 単価協議 有 …入札者に対する指示書[26]を参照のこと。</p> <p>(2) 入札保証 不要</p> <p>(3) 契約保証(履行ボンド) 必要…入札者に対する指示書[29]を参照のこと。</p> <p>(4) 契約書の作成 必要…入札者に対する指示書[30]を参照のこと。</p> <p>なお、契約書は紙媒体により製本し、記名押印のうえ作成すること。</p> <p>(5) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(6) 入札の無効 入札者に対する指示書[27]を参照のこと。</p> <p>(7) 支払条件</p> <p>・前払金 有：請負契約書第 34 条第 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。</p> <p>ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りではない。</p> <p>・部分払 有：請負契約書第 37 条第 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。</p> <p>(8) 支払限度額の比率</p> <p>請負契約書第 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。</p> <p>ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>70%</td> </tr> </table> <p>(9) 配置技術者</p> <p>契約締結後、特記仕様書「現場代理人等に関する事項」に記載の諸条件を満たす技術者を配置しなければならない。なお、諸条件を満たす技術者を配置できないときは、契約解除等の必要な措置を講ずる場合がある。</p> | 平成 29 年度 | 30% | 平成 30 年度 | 70% |
| 平成 29 年度 | 30% | | | | |
| 平成 30 年度 | 70% | | | | |

| | |
|--|--|
| | <p>(10) 火災保険等の付保 共通仕様書「保険の付保」に定めるとおりとする。</p> <p>(11) スライド条項の適用 請負契約書第 25 条 5 項（単品スライド）及び 6 項（インフレスライド）について適用する。</p> <p>(12) 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更 本工事は諸経費に含まれる内容のうち、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。</p> <p>営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費 （宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る） 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用</p> |
|--|--|

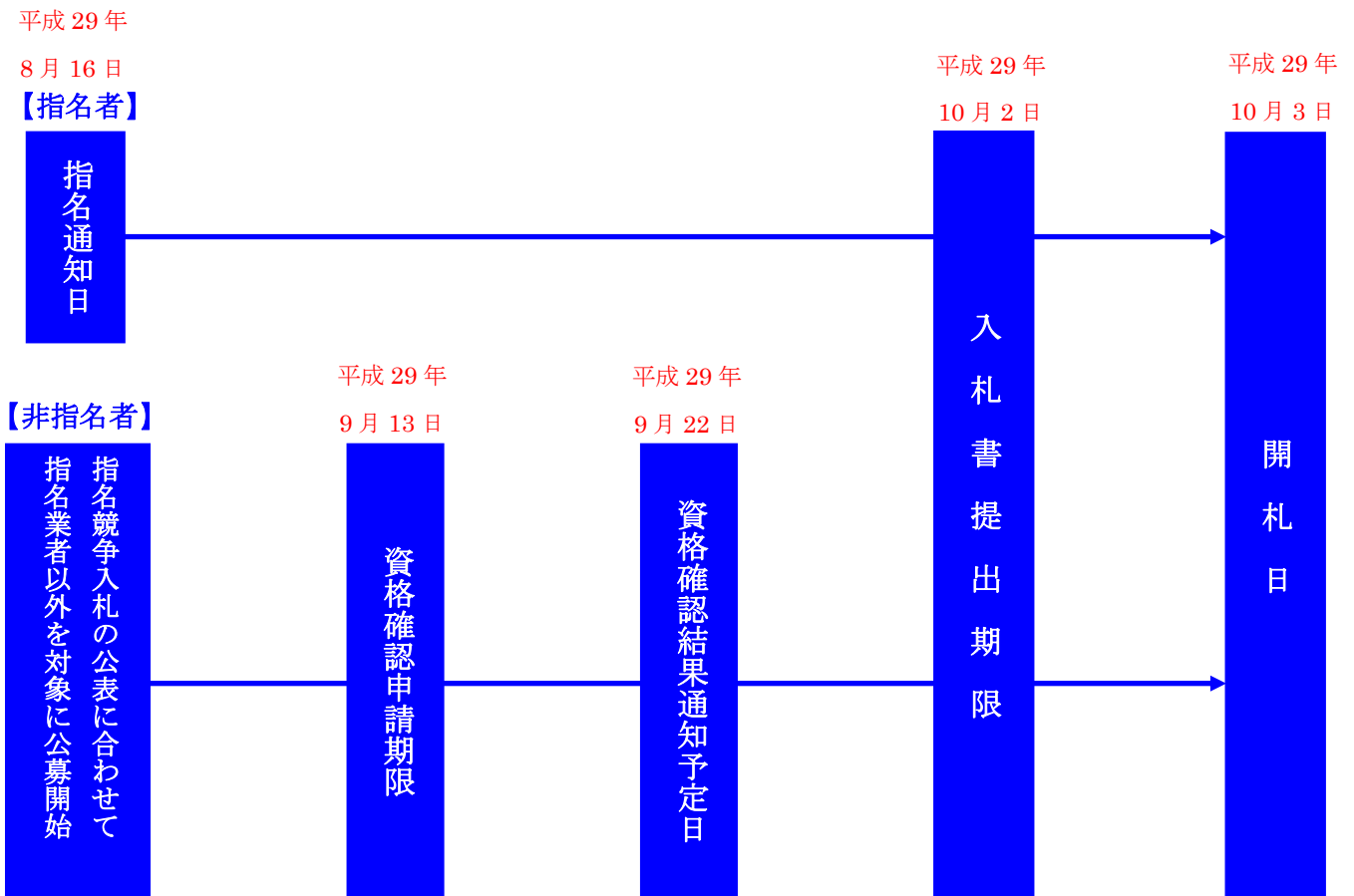
注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた者は、通知日の翌日から 7 日（休日を除く）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

拡大型指名競争入札方式について

○ 概要及び目的

公募を併用した指名競争入札方式であり、一般競争入札で入札公告により競争参加希望者を募集しても希望者が極めて少なく十分な競争が確保されない場合や指名競争入札を行った際に参加者の多くが辞退し、有効な入札を行った者が1者のみとなって指名競争入札が競争不成立となる場合などに対応するため、指名競争入札により有資格業者を指名して確実な競争参加を確保するとともに、一般競争入札と同様、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、更なる競争性の拡大を期待した制度です。

○ 手続きの流れ



※なお、平成29・30年度競争参加資格の無資格者は、開札の日までに必要な工事種別にかかる資格の認定を受ける必要があります。